

宝達志水町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 石川県宝達志水町

事 業 名 : 個別排水処理事業

策 定 日 (改 定 前) : 平成 30 年 12 月

策 定 日 (改 定 後) : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 令和 9 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度(供用開始後 20年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	3.0人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1処理区		
処理場数	40施設		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	当初、特定環境保全公共下水道として整備をする予定であった志雄処理区、樋川処理区の一部未整備区域において、今後の財政計画、費用対効果を考慮し、集合処理から個別処理に転換することにした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、公共下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金 10m ³ まで1,200円/月(電気代を自己負担している場合) 従量料金 10m ³ を超える分: 1m ³ につき230円 ※消費税抜(以下、同じ)				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	3,500円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	3,560円
	令和2年度	3,500円		令和2年度	4,095円
	令和3年度	3,500円		令和3年度	4,132円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	単位：人					
		特環	農集	特地	個別	
	損益勘定所属職員	1	1	-	-	
	内 訳	管渠部門	-	-	-	-
		ポンプ場部門	-	-	-	-
		処理場部門	-	-	-	-
		浄化槽部門	-	-	-	-
	その他	1	1	-	-	
資本勘定所属職員	1	-	-	-		
計	2	1	-	-		

※特地及び個別は特環及び農集の職員が兼務

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽維持管理業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	本町では、法律などの制約で指定管理者制度の導入ができない施設や、業務の専門性・特殊性を踏まえ、町が直接管理することが適当と判断される施設以外は、原則として指定管理者制度の導入を進めていく方針であるが、当該事業においては現時点で該当はない。
	ウ PPP・PFI	本町では、平成28年度に策定した宝達志水町公共施設等総合管理計画に基づき、積極的にPPP及びPFIを推進しサービス水準の維持や財政負担の軽減に努める方針であるが、当該事業においては現時点で該当はない。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	事業規模が小さいこと、エネルギー利用に見合う資源が乏しいこと等が要因で費用対効果が悪いと見られ、行っていない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	当該事業は浄化槽設置申請者個人の宅地内に浄化槽を町で設置しており、事業として有する下水道用地はないため、該当はない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
 *5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

<p>令和4年度に公表した、令和3年度決算「経営比較分析表」を添付している。</p> <p>【当該事業の経営分析総括】 経費回収率は、面整備が概成していること、水洗化率が高いことが要因となり、類似団体平均と比較して高くなっている。 汚水処理原価は施設利用率が低いにもかかわらず類似団体平均を下回っており、その要因として民間委託を活用し維持管理費を抑制していることが挙げられる。</p>
--

経営比較分析表（令和3年度決算）

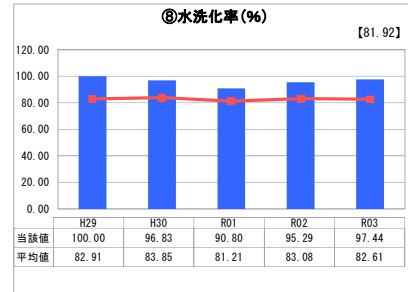
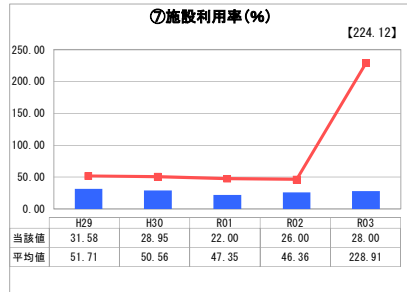
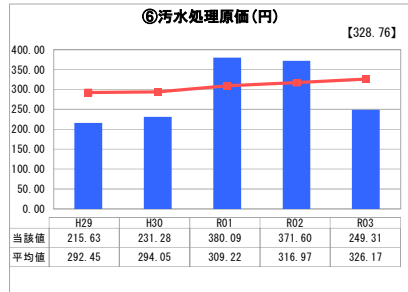
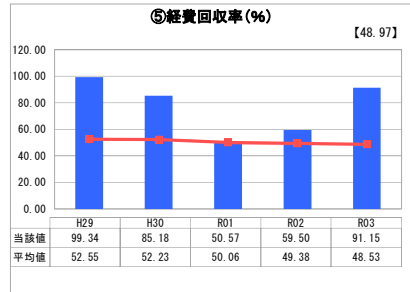
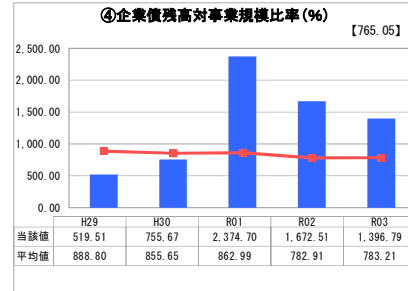
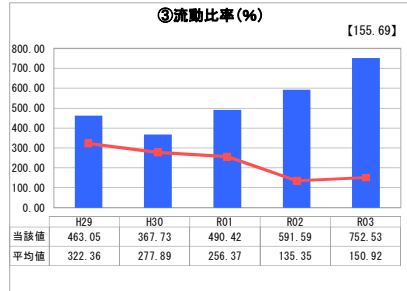
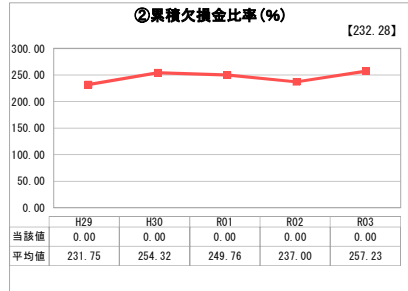
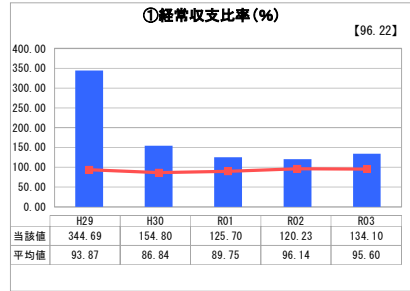
石川県 宝達志水町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	35.88	0.63	100.00	3,850

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
12,541	111.51	112.47
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
78	0.26	300.00

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
【	令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

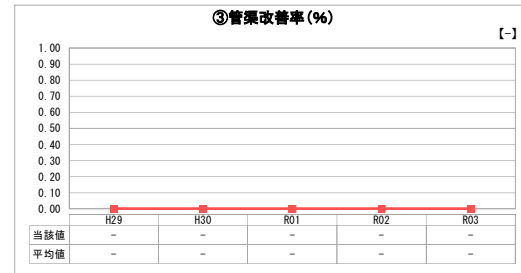
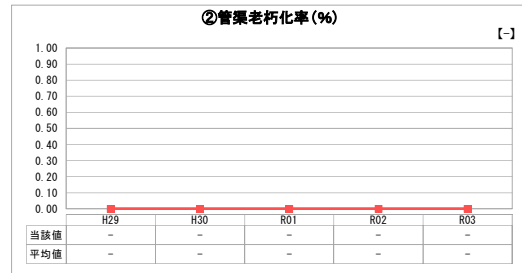
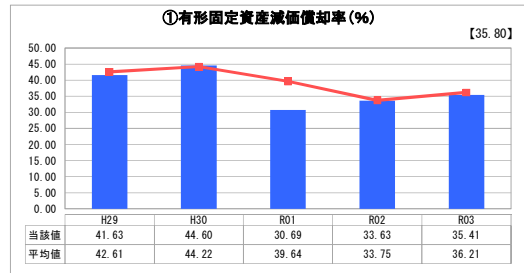
1. 経営の健全性・効率性について

① 經常収支比率については、130%を超えているが、一般会計からの繰入金で収入を補っているためである。今後の人口減少により、下水道使用料の減少が見込まれることから、下水道使用料単価の見直し及び経費削減が必要である。
 ② 累積欠損金比率については、0%となっており今後も発生する見込みはないと考えている。
 ③ 流動比率については、類似団体を上回っているが、効率的な経営を行っていく。
 ④ 企業債残高対事業規模比率については、類似団体を上回っており、適正な企業債発行と使用料単価の見直しを検討する。
 ⑤ 経費回収率については、類似団体を上回っているが、使用料収入の確保と汚水処理費の削減が必要である。
 ⑥ 汚水処理原価については、類似団体を下回っており、より一層、効率的な経営を行う必要がある。R2より下がったのは汚水処理費の減及び有収水量が増となったためである。
 ⑦ 施設利用率については、施設処理能力に見合う有収水量が無いため、類似団体を下回っている。人口減少等により、浄化槽の利用者が少ないためである。
 ⑧ 水洗化率については、類似団体を上回っているが、引き続き水洗化を促進する。

2. 老朽化の状況について

① 有形固定資産減価償却率については、類似団体と同程度であるが、計画的に施設の更新を図っていく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

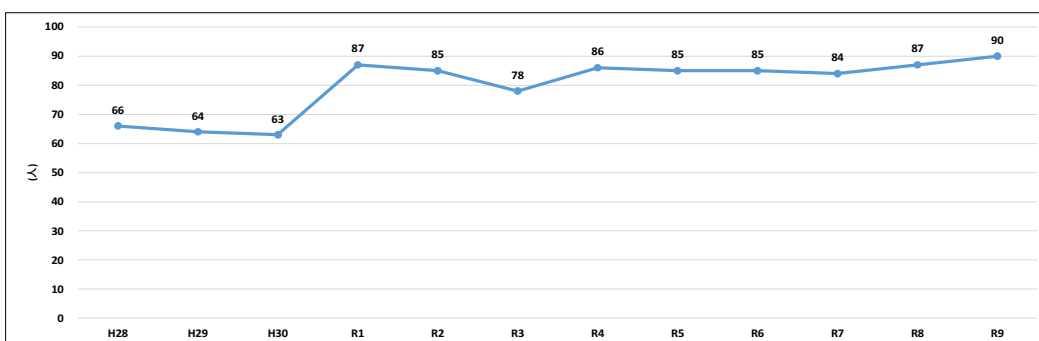
今後の人口減少を踏まえ、施設の更新を計画的に行いつつ、効率的な経営を行っていく必要がある。

※ 「經常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

2. 将来の事業環境

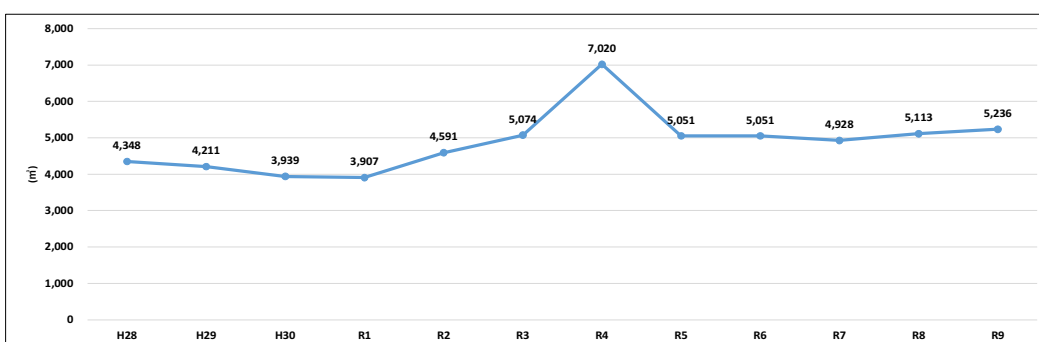
(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口の予測に当たっては、宝達志水町污水処理構想の計画値を採用した。計画期間末の令和9年度には令和3年度実績値に対して約15%増加の見込みとしている。



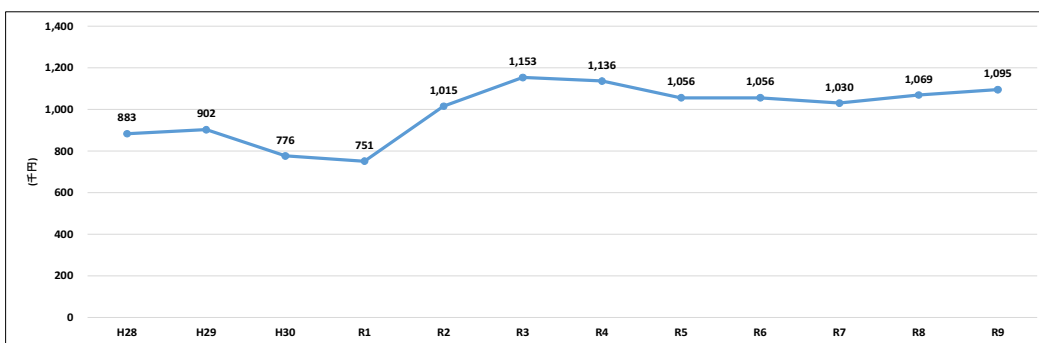
(2) 有収水量の予測

有収水量は将来処理区域内人口を基に予測を行った。処理区域内人口の増加に伴い、有収水量も計画期間末の令和9年度には令和3年度実績値に対して約3%増加の見込みとなる。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は将来有収水量を基に予測を行った。現在と同等の料金単価とした場合、使用料収入は計画期間末の令和9年度には令和3年度実績値に対して約5%減少の見込みとなる。



(4) 施設の見通し

突発的な浄化槽の故障に対して改築・更新を行う計画としている。

(5) 組織の見通し

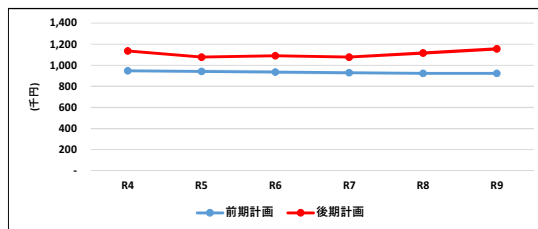
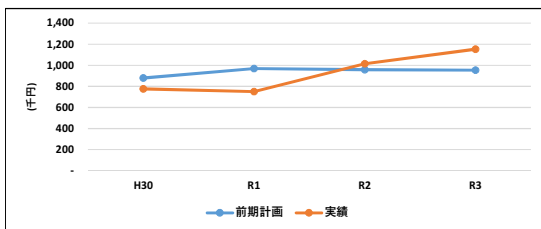
現時点では組織改革の具体的な予定はないが、今後も事業運営の効率化に向けて柔軟に検討していくこととしている。

3. 経営の基本方針

【前期計画の経営目標達成実績の評価】

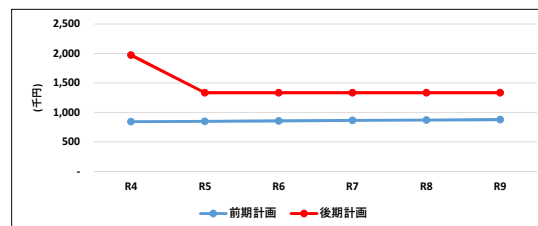
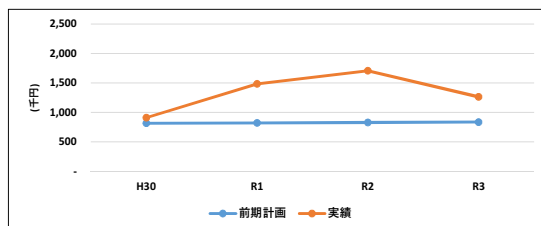
①使用料収入

使用料収入は、概ね横ばいで推移する計画としていたが、令和2年度以降は計画をわずかに上回った。これを踏まえ、後期計画では使用料収入見込みを前期計画より上方修正した。



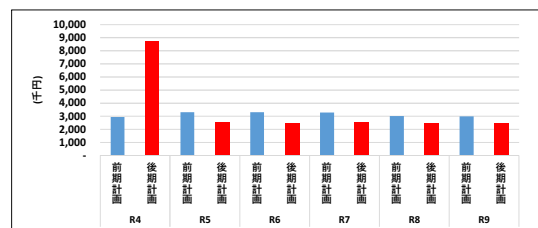
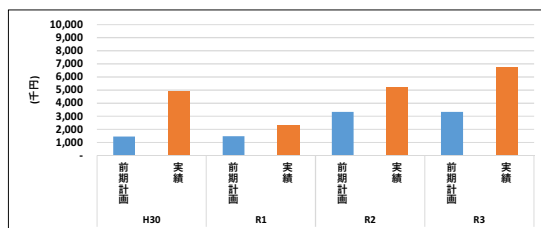
②経費（維持管理費）

経費は、年により多少増減の振れ幅はあるものの、概ね計画どおりに推移している。後期計画では、今後下水道施設の老朽化が進み、突発的な施設の故障による修繕費の増加等を見込み、前期計画より上方修正した。



③他会計繰入金

他会計繰入金は、計画よりも事業費が増大しそれに伴い減価償却費が増えたこと、使用料収入が計画を下回ったこと等が要因となり、計画に対し大幅に増加する結果となった。しかしながら、今後は大々的な浄化槽の設置計画を予定していないことから、他会計繰入金を下方修正した。



【経営の基本方針】

前期計画の経営目標達成実績の評価を踏まえ、後期計画における経営の基本方針は以下のとおりとする。

1. 適切で計画的な事業執行
限られた財政の中、適切な事業計画と財政計画を基に経営を行っていく。
2. 安定した経営基盤の強化
効率的な下水道事業経営のため、随時処理施設の統廃合や区域の見直しを行い、施設の効率化を図る。
3. 効率的な事業執行
業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組む。
4. 経費負担区分の適正化
基準外繰入金に依存しない財政基盤の強化のため、一般会計との経費負担区分の適正化を図る。
5. 持続的なサービスの提供
持続的な下水道サービスを提供するために、適切な更新計画を策定することで、世代間での格差が生じないよう更新投資額の平準化を図る。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

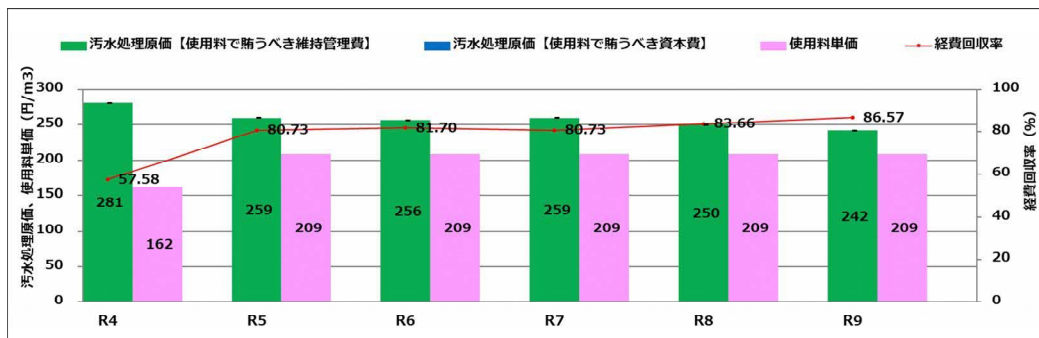
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>【投資の目標に関する事項】 計画期間中の事業の予定なし。</p> <p>【管渠、処理場等の検閲・更新に関する事項】 計画期間中の事業の予定なし。</p> <p>【広域化、共同化、最適化に関する事項】 計画期間中の事業の予定なし。</p> <p>【投資の平準化に関する事項】 更新事業においては、適切な更新計画により実施することで、事業の効率化や費用の平準化を図る。</p>

② 収支計画のうち財源についての説明

<p>【財源の目標に関する事項】 使用料収入と一般会計繰入金（基準内）により財源が賅われることを目標としている。</p> <p>【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】 近年実績より、使用料収入は概ね横ばいで推移する見通しとしている。なお、計画期間中の使用料の見直しは考慮していない。</p> <p>【企業債に関する事項】 更新事業については、国費と下水道事業債を充当するものとし、資本費平準化債については、元金償還額と減価償却費により算出した発行可能額での借入れを計画している。</p> <p>【繰入金に関する事項】 総務省の示す地方公営企業繰出基準に基づき、毎年の他会計繰入金を計上した。また、基準内繰入金で支出が賅えない場合は、収支均衡となるよう基準外繰入金を計上した。</p> <p>【資産の有効活用に関する事項】 当該事業は浄化槽設置申請者個人の宅地内に浄化槽を町で設置しており、事業として有する下水道用地はないため、計上していない。</p> <p>【その他】 当該事業の供用開始からの経過年数が比較的浅いこともあり、主に面整備事業に係る多額の企業債が残っているが、資本費平準化債を活用することで他会計繰入金を抑制し、また、世代間での負担の格差が生じないよう努めている。</p> <p>【経費回収率の目標】 今後人口減少に伴う使用料収入の減少は避けられないが、民間委託を活用した維持管理費の抑制や、処理区統廃合による汚水処理効率の改善等の経営努力を行うことで汚水処理費を低減させ、経費回収率を現状維持する（または向上させる）ことを目標とする。なお、計画期間末の令和9年度の経費回収率は現状より低下し約87%に止まる見込みであるが、総務省通知等において最低限行うべき経営努力とされている使用料単価150円/㎡、経費回収率80%以上の目標については達成することとなる。</p>



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>【民間の活力に関する事項】 浄化槽維持管理業務を民間委託することで、職員数を最低限とし人件費の削減を図っている。</p> <p>【職員給与費に関する事項】 大幅な組織改革はないものとして、令和4年度予算に対し毎年2%増となるよう計上。</p> <p>【動力費、薬品費に関する事項】 有収水量に応じて変動する費用として、過去6か年の有収水量1㎡当たり費用平均に将来有収水量を乗じて算出し計上。</p> <p>【修繕費に関する事項】 突発的な変動が見られるものの、費用実績は一定範囲で変動しているため、令和4年度予算額で固定し計上。</p> <p>【委託費に関する事項】 有収水量に応じて変動する費用として、過去6か年の有収水量1㎡当たり費用平均に将来有収水量を乗じて算出し計上。</p> <p>【その他】 既往分の減価償却費及び支払利息は、計画値を計上した。また、新規分については施設の耐用年数別に近年の実績より償還期間及び年利率を設定し、計上。</p>

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	①宝達志水町汚水処理構想に基づき、令和20年度末までは特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の処理区統廃合を行う計画としている。本事業を含め、引き続き広域化・共同化・最適化の必要性に関する検討を行う予定。 ②令和2年度に策定した宝達志水町汚水処理構想にて、令和22年度末までに下水汚泥の集約処理の可否について検討を行う計画としており、現在隣接市町及び広域圏と調整中。
投資の平準化に関する事項	当面の間、大々的な浄化槽の新規設置は予定していない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在、浄化槽維持管理業務を民間委託しており、今後も継続予定。
その他の取組	特になし。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現状の使用料単価は、総務省通知等において最低限行うべき経営努力とされている使用料単価150円/㎡を上回っており、かつ、経費回収率が80%を上回っていることから、当面は使用料の改定は予定しない。次回の経営戦略更新時（令和9年度見込み）に、使用料改定の必要性に関する検証を行う。
資産活用による収入増加の取組について	当該事業は浄化槽設置申請者個人の宅地内に町負担で浄化槽を設置しており、事業として有する下水道用地はないため、予定していない。
その他の取組	他会計繰入金を抑制すること、世代間での負担の格差が生じないようにすること等を目的に資本費平準化債を活用しているが、企業債残高の減少に伴い借入額を抑制していく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在、浄化槽維持管理業務を民間委託しており、今後も継続予定。
職員給与費に関する事項	業務委託を活用しながら最低限の人数で事務を行っており、人員削減は予定していない。
動力費に関する事項	当該事業において動力費は発生していない。
薬品費に関する事項	当該事業において薬品費は発生していない。
修繕費に関する事項	突発的な浄化槽の故障に対応する予定としている。
委託費に関する事項	浄化槽維持管理の民間委託を今後も継続予定。
その他の取組	特になし。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、経営分析により進捗管理（モニタリング）を行い、5年を目途に見直し（ローリング）を行うことでPDCAサイクルを効果的に回し、経営戦略の事後検証、更新等を実施する。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

宝達志水町下水道事業 個別排水処理事業

年 度		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区 分		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)						
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	776	751	1,015	1,153	1,141	1,083	1,096	1,083	1,122	1,161
	(1) 料 金 収 入	776	751	1,015	1,153	1,136	1,078	1,091	1,078	1,117	1,156
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(3) そ の 他	-	-	-	-	5	5	5	5	5	5
	2. 営 業 外 収 益	2,580	2,673	3,110	2,831	3,553	3,605	3,564	3,549	3,480	3,412
	(1) 補 助 金	1,682	2,254	2,871	2,592	3,315	3,233	3,192	3,177	3,108	3,040
	他 会 計 補 助 金	1,340	1,702	2,430	2,123	2,112	2,030	1,989	1,974	1,905	1,837
	そ の 他 補 助 金	342	552	441	469	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203	1,203
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	898	419	239	239	238	372	372	372	372	372
	(3) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収 入 計 (C)	3,356	3,424	4,125	3,984	4,694	4,688	4,660	4,632	4,602	4,573	
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,809	2,383	3,080	2,639	3,388	2,895	2,895	2,895	2,895	2,895
	(1) 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	基 本 給	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	退 職 給 付 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 経 費	911	1,485	1,706	1,265	1,973	1,335	1,335	1,335	1,335	1,335
	動 力 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	修 繕 費	112	115	92	67	273	273	273	273	273	273
	材 料 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	799	1,370	1,614	1,198	1,700	1,062	1,062	1,062	1,062	1,062
(3) 減 価 償 却 費	898	898	1,374	1,374	1,415	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560	
2. 営 業 外 費 用	359	341	351	332	312	399	371	343	313	284	
(1) 支 払 利 息	359	341	351	332	312	399	371	343	313	284	
(2) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
支 出 計 (D)	2,168	2,724	3,431	2,971	3,700	3,294	3,266	3,238	3,208	3,179	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,188	700	694	1,013	994	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394	
特 別 利 益 (F)	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	
特 別 損 失 (G)	135	-	-	-	5	-	-	-	-	-	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 135	-	-	-	△ 4	-	-	-	-	-	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	1,053	700	694	1,013	990	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	1,053	700	694	1,013	990	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394	
流 動 資 産 (J)	4,593	8,808	11,536	14,870	14,870	14,870	14,870	14,870	14,870	14,870	
う ち 未 収 金	701	2,587	224	261	1,784	1,784	1,784	1,784	1,784	1,784	
流 動 負 債 (K)	1,249	1,796	1,950	1,976	1,970	2,003	2,036	2,071	2,105	2,140	
う ち 建 設 改 良 費 分	1,019	1,562	1,583	1,603	1,684	1,712	1,740	1,770	1,799	1,829	
う ち 一 時 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
う ち 未 払 金	230	234	367	373	286	291	296	301	306	311	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)											
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	776	751	1,015	1,153	1,141	1,083	1,096	1,083	1,122	1,161	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)											
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)											

投資・財政計画
(収支計画)

宝達志水町下水道事業 個別排水処理事業

(単位:千円)

年 度		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区 分		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)						
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	-	15,100	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち 資本費平準化債	-	15,100	-	-	-	-	-	-	-	-
	2. 他 会 計 出 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 補 助 金	3,583	649	2,766	4,624	6,656	496	524	552	582	611
	4. 他 会 計 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5. 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6. 国(都道府県)補助金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7. 固定資産売却代金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	8. 工 事 負 担 金	-	3,075	-	320	960	-	-	-	-	-
	9. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計 (A)	3,583	18,824	2,766	4,944	7,616	496	524	552	582	611
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	純計 (A)-(B) (C)	3,583	18,824	2,766	4,944	7,616	496	524	552	582	611
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	2,538	18,266	-	1,880	7,090	-	-	-	-
うち 職員給与費		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 企 業 債 償 還 金		1,000	1,019	1,562	1,583	1,604	1,684	1,712	1,740	1,770	1,799
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 他 会 計 へ の 支 出 金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. そ の 他		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (D)	3,538	19,285	1,562	3,463	8,694	1,684	1,712	1,740	1,770	1,799	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	△ 45	461	△ 1204	△ 1481	1,078	1,188	1,188	1,188	1,188	1,188	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	△ 1053	△ 239	△ 694	△ 1013	88	△ 206	△ 206	△ 206	△ 206	△ 206
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	1,053	700	694	1,013	990	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394
	3. 繰 越 工 事 資 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4. そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計 (F)	-	461	-	-	1,078	1,188	1,188	1,188	1,188	1,188	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 45	-	△ 1204	△ 1481	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)											
企 業 債 残 高 (H)	18,345	32,425	30,864	29,281	27,677	25,993	24,281	22,541	20,771	18,972	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区 分		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)						
収 益 的 収 支 分		1,340	1,702	2,430	2,123	2,112	2,030	1,989	1,974	1,905	1,837
	うち 基準内繰入金	359	459	1,602	1,577	2,112	636	595	580	511	443
	うち 基準外繰入金	981	1,243	828	546	-	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394
資 本 的 収 支 分		3,583	649	2,766	4,624	6,656	496	524	552	582	611
	うち 基準内繰入金	342	349	435	442	-	-	-	-	-	-
	うち 基準外繰入金	3,241	300	2,331	4,182	6,656	496	524	552	582	611
合 計		4,923	2,351	5,196	6,747	8,768	2,526	2,513	2,526	2,487	2,448